

電気供給業を行う法人の
法人事業税の申告について



令和5年3月

 長崎振興局税務部

法人課税課調査班

目次

1	電気供給業を行う法人の法人事業税の概要	1
2	税額の計算方法	2
3	課税標準の計算方法	3
(1)	課税標準となる収入金額の計算方法	3
(2)	課税標準となる所得金額の計算方法(第3号事業のみ).....	6
(3)	電気供給業以外の事業を併せて行う場合の計算方法	6
(4)	二以上の都道府県に事業所等を設けて事業を行う場合	10
4	申告書に添付する書類	12
5	よくあるご質問	14
6	図解	18

この冊子における法令は次の略語(用語)を用いています。

法..... 地方税法

令..... 地方税法施行令

規則..... 地方税法施行規則

通(県)..... 地方税法の施行に関する取扱について(道府県税関係)

条例..... 長崎県税条例

所得等課税事業 地方税法第72の2第1項第1号に掲げる事業
(下記以外の事業)

収入金額課税事業 地方税法第72の2第1項第2号に掲げる事業
(送電事業、配電事業、導管ガス供給業、保険業等)

収入金額等課税事業 地方税法第72の2第1項第3号に掲げる事業
(小売電気事業等、発電事業等、特定卸供給事業)

特定ガス供給業 地方税法第72の2第1項第4号に掲げる事業
(特定ガスの供給事業)

1 電気供給業を行う法人の法人事業税の概要

電気供給業のうち電気事業法に規定する小売電気事業等及び発電事業等（第3号事業）を行う場合、収入割と併せて当該事業に係る所得金額を課税標準とする所得割を申告してください。

資本金又は出資金の額が1億円を超える普通法人（外形標準課税対象法人）は所得割に代えて付加価値割と資本割をご申告ください。

（法72条の2、72条の12）

地方税法に定める電気供給業とは

	事業区分	概要	法72条2区分
電気供給業	小売電気事業等	電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業又は他の者の需要に応じて電気を供給する事業をいいます。（規則3条の14）	第3号事業 （収入金等課税事業）
	発電事業等	電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業又は自らが維持し及び運用する発電用の電気工作物を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業をいいます。（規則3条の14）	
	特定卸供給事業	電気事業法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業をいいます。	
	一般送配電事業	電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業をいいます。	第2号事業 （収入金課税事業）
	送電事業	電気事業法第2条第1項第10号に規定する送電事業又は自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により一般送配電事業者に振替供給を行う事業をいいます。（規則6条の2）	
	特定送配電事業	電気事業法第2条第1項第12号に規定する特定送配電事業をいいます。	
	配電事業	電気事業法第2条第1項第11号の2に規定する配電事業をいいます。	

- ・再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）の固定価格買取制の実施等により電気供給業を行う場合は発電事業に該当します。
- ・現に電気を供給しているという実態があれば、電気事業法に基づく許可を要す事業であるか否かを問いません。（通（県）3章4の9の2）
- ・所得等課税事業については、第1号事業となります。
- ・電気事業法の改正（令和2年6月）により特定卸供給事業と配電事業が追加。

2 税額の計算方法

事業区分に応じて以下の税率表にて各税額を計算し、申告してください。
(法72条の2、通(県)3章4の9の9)

・法人事業税・特別法人事業税の税率表

事業区分	法人の種類	税率区分		税率 注2				
				H28.4.1 ～ 開始事業年度	R1.10.1 ～ 開始事業年度	R2.4.1 ～ 開始事業年度	R4.4.1 ～ 開始事業年度	
第1号	資本金1億円以下の普通法人等	所得割	所得金額のうち、	年400万円以下の部分	3.4%	3.5%		
				年400万円超～800万円以下の部分	5.1%	5.3%		
				年800万円超の部分	6.7%	7.0%		
			軽減税率不適用法人					
		特別法人事業税(地方法人特別税) (課税標準は所得割の税額になります。)		(43.2%)	37.0%			
	資本金1億円超の普通法人 (外形標準課税適用法人)	所得割	所得金額のうち、	年400万円以下の部分	0.3%	0.4%	1.0%	
				年400万円超～800万円以下の部分	0.5%	0.7%		
				年800万円超の部分	0.7%	1.0%		
			軽減税率不適用法人					
		付加価値割	1.2%					
	資本割	0.5%						
		特別法人事業税(地方法人特別税) (課税標準は所得割の税額になります。)		(414.2%)	260.0%			
特別法人	所得割	所得金額のうち、	年400万円以下の部分	3.4%	3.5%			
			年400万円超の部分	4.6%	4.9%			
		軽減税率不適用法人						
	特別法人事業税(地方法人特別税) (課税標準は所得割の税額になります。)		(43.2%)	34.5%				
第2号	全ての法人	収入割		0.9%	1.0%			
		特別法人事業税(地方法人特別税) (課税標準は収入割の税額になります。)		(43.2%)	30.0%			
第3号	下記以外の法人	収入割		0.9%	1.0%	0.75%		
		所得割 注1		-	-	1.85%		
		特別法人事業税(地方法人特別税) (課税標準は収入割の税額になります。)		(43.2%)	30.0%	40.0%		
	資本金1億円超の普通法人 (外形標準課税適用法人)	収入割		0.9%	1.0%	0.75%		
		付加価値割		-	-	0.37%		
	資本割		-	-	0.15%			
	特別法人事業税(地方法人特別税) (課税標準は収入割の税額になります。)		(43.2%)	30.0%	40.0%			

注1・・・第3号事業のみ行う法人について所得割の課税標準は原則法人税の課税標準である所得の計算の例により算定します。

注2・・・長崎県は事業税について標準税率を適用しています。

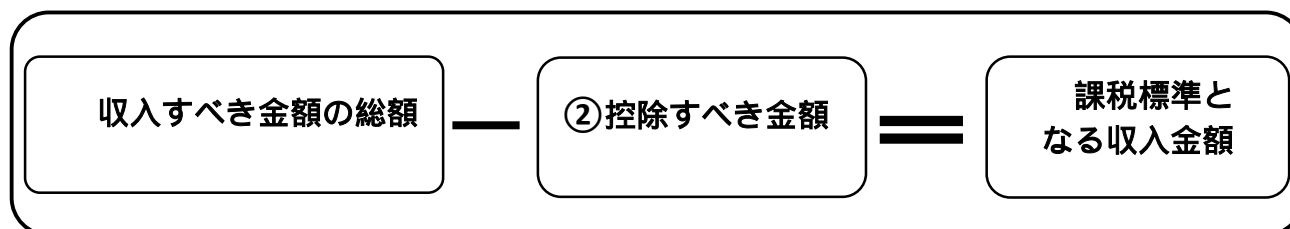
注3・・・配電事業(第2号)と特定卸供給事業(第3号)は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用。

注4・・・事業区分が第4号の税率については、特定ガス供給業のため記載を省略します。

3 課税標準の計算方法

(1) 課税標準となる収入金額の計算方法

記載例はP20、21に参照



収入すべき金額の総額とは

第6号様式別表六に記載するもの

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。 (通(県)3章4の9の1)

貸倒れが生じた時又は値引が行われた時は、貸倒れが生じた日又は、値引が行われた日の属する事業年度の収入金額から控除してください。 (通(県)3章4の9の1)

自ら電源開発等の事業を行うため建設仮勘定を設け、当該建設仮勘定に供給した電力に係る収入金額は自家消費に当たるため、収入金額に含めません。(通(県)3章4の9の3)

料金とあわせて収入する消費税(地方消費税を含む。)の金額は、収入金額に含めません。ただし、国に納付することなく自社の収入となった金額(益税)いわゆる消費税等差益及び免税事業者で消費税等として納税しない金額については、収入金額に含めてください。

収入すべき金額には電気供給業に区分されるすべての収入を含むことから、損益計算書の売上高の金額のみならず、営業外収益及び特別利益等に区分される収入(受取利息や雑収入等)も含めてください。また、法人税の所得計算上加算される売上計上漏れ等も収入に含めてください。

費用の戻入の性質を有するもの(租税還付金、出向負担金等)及び引当金の戻入益等の実際に収入されないものは収入とすべき金額に含まないこととしてください。

②控除すべき金額とは 第6号様式別表六に記載するもの

法律等で定められたものは以下のとおり

- 一 国又は地方団体から受けるべき補助金（法72条の24の2）
- 二 固定資産の売却による収入金額（法72条の24の2）
- 三 保険金（令22）
- 四 有価証券の売却による収入金額（令22）
- 五 不用品の売却による収入金額（令22）
- 六 受取利息及び受取配当金（令22）
- 七 電気供給業を行う法人がその事業に必要な施設を設けるため、電気の需要者その他その施設により便益を受ける者から収納する金額（令22）
- 八 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から電気の供給を受けて供給を行う場合における当該供給を受けた電気に係る収入金額のうち当該他の法人から供給を受けた電気の料金として当該法人が支払うべき金額に相当する収入金額（令22）
- 九 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から非化石電源としての価値を有することを証するものとして総務省令で定めるものを購入した場合（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第九十七条第一項に規定する卸電力取引所を介して自らが販売を行ったものを購入した場合を含む。）であって、非化石電源としての価値を有するものとして電気の供給を行う場合（総務省令で定める場合に限る。）における当該購入の対価として当該法人が支払うべき金額に相当する収入金額（令22、規則4条の2）
- 十 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第三十六条の賦課金（令22）
- 十 前各号に掲げる収入金額に類するものとして総務大臣が指定したもの
- 一 損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料など（令22、告示S30年29号、S34年46号、S42年55号、H23年379号）

・控除すべき金額は収入すべき金額にも計上したうえで控除の対象としてください。

上記八の下線に関して、他の電気供給業を行う法人から供給されたもの（新エネルギー等電気相当量に係るもの等を含む。）に限られます。地方団体、個人供給業者、自家発電を行う者など収入割を課されないものから供給を受けた場合は控除対象となりません。また、他の電気供給業を行う法人から供給を受けた電気を自己で消費した場合には、当該消費に係る電気料金については控除の対象とすることはできません。

（通（県）3章4の9の6）

上記のほか、次頁のとおり法附則によって時限的に規定されている控除があります。

法附則 9 条 第 6 号様式別表六 に記載するもの。

他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気の供給を行う場合、託送供給に係る料金として支払うべき金額に相当する収入金額（令附則 6 条の 2 平成 12 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の間に開始する各事業年度分に限る。）

法附則 9 条 第 6 号様式別表六 に記載するもの。

廃炉等実施認定事業者が、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉等積立金として積み立てる金銭に相当する収入金額（令附則 6 条の 2 平成 29 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度分に限る。）

法附則 9 条 第 6 号様式別表六 に記載するもの。

日本卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて当該電気の供給を行う場合において、当該供給を受けた電気料金として支払うべき金額に相当する収入金額（令附則 6 条の 2 平成 30 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の間に開始する各事業年度分に限る。）

法附則 9 条 第 6 号様式別表六 に記載するもの。

特定吸収分割会社又は特定吸収分割承継会社が、当該会社間で行う取引（電気事業会計規則附則第 4 項に規定する特定分割取引で、かつ、当該取引に係る収益を特定分割取引収益に整理することについて承認を受けた取引に限る）の相手方から支払いを受ける金額に相当する収入金額（令附則 6 条の 2 平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の間に開始する各事業年度分に限る。）

法附則 9 条② 第 6 号様式別表六 に記載するもの。

一般送配電事業者が発電事業者に交付する、原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額に相当する収入金額（令附則 6 条の 2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 日の間に開始する各事業年度分に限る。）

課税標準となる収入金額とは

原則として、電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合には、これに準ずる方法により計算した収入）とし、定額電灯、従量電灯、大口電灯及びその他の電灯に係る電灯料収入、業務用電力、小口電力、大口電力、その他の電力及び他の電気事業者への供給料金に係る電力料収入（新エネルギー等電気相当量を含む）、遅収加算料金、せん用料金、電球引換料、配線貸付料、諸機器貸付料及び受託運転収入、諸工料、水力又はかんがい用水販売代等の供給に係る雑益収入及び設備貸付料収入並びに事業税相当分の加算料金等原則として電気供給業の事業収入に係るすべての収入を含みます。

（通(県)3章4の9の2）

具体的には前述の「収入すべき金額の総額」及び「控除すべき金額」により算定してください。

(2) 課税標準となる所得金額の計算方法 (第 3 号事業のみ)

所得等課税事業 (第 1 号事業) の所得金額の計算と同様に、法人税の所得の計算の例によって計算します。 (法 7 2 条の 2 3)

第 3 号事業のみ行っている場合の所得金額は法人税の所得金額となります。
外形標準課税対象法人の付加価値額及び資本金等の額についても所得等課税事業の計算方法に準じて計算します。

繰越欠損金の取扱いについて以下の特例措置があります。

令和 2 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度 (以下「最初事業年度」といいます。) 開始の日の前日を含む事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人が、新方式により当該事業に係る所得割の課税標準を算定する場合には、最初事業年度開始の日前 1 0 年以内に開始する各事業年度において、当該事業に係る所得を法人税の課税標準となる所得の計算の例により算定していたものとみなされます。

(地方税法等の一部を改正する法律 (令和 2 年法律第 5 号) 附則第 6 条第 2 項)

(3) 電気供給業以外の事業を併せて行う場合の計算方法

電気供給業 (第 3 号事業) とその他の事業 (第 1 号事業) の事業部門ごとに区分計算してください。

原則として各事業部門それぞれに課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額によってご申告ください。 (通 (県) 3 章 4 の 9 の 9)

なお、各事業部門に関する経理は区分し行ってください。 (条例 1 9 条 2)

区分計算上の注意

電気供給業を行う法人が、需用者その他の注文によりその事業に関連する施設の工事をを行う場合は、当該工事をを行う事業は所得等課税事業となります。ただし、その事業の規模及び所得が主たる事業に比して些少であり、付加価値額又は所得を区分して算定することがかえってはんさである等の場合には、当該工事に係る収入金額から当該工事のため下請業者等に支出した金額を控除した金額を主たる事業の課税標準である収入金額に含めても差し支えありません。 (通 (県) 3 章 4 の 9 の 8)

第 3 号事業と第 1 号事業を併せて行う場合には、法人税の所得金額から第 1 号事業の所得を差引くことで算出できます。

○例外：従たる事業が軽微な場合

従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、したがって従たる事業が主たる事業と兼ね併せて行われているというよりもむしろ主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合においては、事業部門毎に別々に課税標準額及び税額を算定しないで従たる事業を主たる事業のうちを含めて主たる事業に対する課税方式によって課税して差し支えないものであること。

この場合において従たる事業のうち「軽微なもの」とは、一般に、従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、売上金額など事業の経営規模の比較において、従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないものをいい、この点、特に従たる事業が収入金額によって課税されている事業である場合には、当該事業を取り巻く環境変化に十分留意しつつ、その実態に即して厳に慎重に判断すべきであること。

なお、「附帯事業」とは、主たる事業の有する性格等によって必然的にそれに関連して考えられる事業をいうのであるが、それ以外に主たる事業の目的を遂行するため、又は顧客の便宜に資する等の理由によって当該事業に伴って行われる事業をも含めて解することが適当であること。

(通(県)第3章4の9の9)

従たる事業が主たる事業の1割程度以下であっても、主たる事業の附帯事業とは認められない程度の規模や独立性をもって行われる場合には区分計算を行ってください。

主たる事業が第3号事業である場合、従たる事業が軽微なものであるとして例外を適用する場合、従たる事業の売上金額等を収入すべき金額に含める必要があります。



所得金額の計算方法

損益計算書、法人税別表4の加算・減算の各項目について事業部門ごとに区分してください。
また、各事業部門に共通の収入・経費については、売上金額など妥当な基準により按分し、
電気供給部門とその他の事業部門の課税標準となる所得金額又は欠損金額を計算してください。

(通(県)3章4の9の5)

非課税事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人の
所得の算定上生じた欠損金額で、各事業年度の所得等課税事業又は収入金額等課税事業(法第7
2条の2第1項第3号口に掲げる法人が行う事業に限る。)に係る所得の計算上繰越控除が認め
られる金額は、それぞれの事業について生じた欠損金額に限ります。

(通(県)3章4の7の4)

本社の全体にかかる経費(管理部門経費、役員報酬(法定福利費を含む)、利息等)は通常、共通の経費として扱います。

妥当な按分基準として売上金額を用いる際に、一方の事業部門の売上金額に相当する収入
が損益計算書上で売上高に計上されていない場合には(例:営業外収益に計上されている
等)当該金額も売上金額に含めて按分計算を行ってください(区分計算要否の1割程度
の判定に用いる売上金額において同じ。)

按分基準に用いる数値は、税務加減算・修正申告・更正決定により変動する場合がありますので、
ご注意ください(例:売上金額を按分基準に用いている場合に、修正申告に
おいて、売上金額の税務加減算があった場合など)

○第3号事業の税額計算例

- ・売電売上1,000,000円、利益(所得)100,000円の場合
利益(売上1,000,000円-経費900,000円)

R 2.4.1以降

収入割額

$1,000,000 \times 0.75\% = 7,500$ 円

所得割額

$100,000 \times 1.85\% = 1,800$ 円

法人事業税計 9,300円

特別法人事業税

$7,500 \times 40\% = 3,000$ 円

(第3号事業の欄に計上)

R 2.3.31以前

収入割額

$1,000,000 \times 1\% = 10,000$ 円

法人事業税計 10,000円

地方法人特別税

$10,000 \times 30\% = 3,000$ 円

- ・上記に加えその他の事業がある場合は区分計算後に
第1号事業の欄で所得割額を算出してください。
第1号事業の税率に変動はありません。

付加価値額の計算方法（資本金の額が 1 億円超の普通法人のみ）

所得金額の区分計算と同一の方法で事業部門ごとに区分した収益配分額及び単年度損益に基づいて、所得等課税事業部門及び収入金額等課税事業部門の課税標準となる付加価値額を計算します。
(通(県)3章4の9の5)

資本金等の額の計算方法（資本金の額が 1 億円超の普通法人のみ）

資本金等の額を各部門に係る従業者数により按分して所得等課税事業部門と収入金額等課税事業部門の資本金等の額を計算します。

資本割の従業者按分を行う場合の従業者については次によります。

(通(県)3章4の6の10)

- ・ 従業者とは当該法人の事業所等に使用される役員、使用人（非常勤役員、契約社員、パート等名称を問わず、原則として雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき労務の提供を行う者の全て）をいいます。
- ・ 次の者はそれぞれ次の法人の従業者となります。
派遣労働者 = 派遣先（派遣元の業務にも従事するときは、派遣先・派遣元双方）
出向者 = 出向先（出向元の業務にも従事するときは、出向先・出向元双方）
- ・ 病欠欠勤者等連続して1月以上の期間にわたって勤務しない者は従業者に含めません。
- ・ 従業者数は事業年度終了の日（仮決算による中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）現在における各部門の従業者数をいいます。
- ・ 分割基準の算定で用いられる、従業者数特有の計算（従業者数に著しい変動のある事務所における平均計算、資本金1億円以上の製造業における工場従業者数の2分の1加算等）は行いません
- ・ それぞれの事業に区分することが困難な従業者の数については、所得等課税事業の付加価値額及び所得の算定に用いた最も妥当と認められる基準によって按分します。

(4) 二以上の都道府県に事業所等を設けて事業を行う場合

(1)～(3)で計算した課税標準総額を、主たる事業の分割基準により分割してください。

主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち、売上金額の最も大きいものを主たる事業としてください。これによりがたい場合には、従業員の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断のうえ主たる事業を判定してください。

(法72条の48、72条の48、通(県)3章9の11)

詳しくは次頁のフローチャートを参考にしてください。

電気供給業の分割基準である固定資産の価額とは

事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている、事務所又は事業所の土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産(建設仮勘定において経理されている固定資産のうち、当該事業年度の終了の日において事業の用に供されているものを含む)の価額をいいます。

(法72条の48 三、規則6条の2の2、通(県)3章9の7)

注)事務所等ごとの固定資産の価額の区分が困難な場合は、総務大臣の承認を受けて、設備の種類ごとに地方税法施行規則に規定されている按分基準によって按分した価額を分割基準に用いることが出来ます。

(規則6条の2の2)

発電事業に準ずるものとは

例えば次のようなものをいいます。

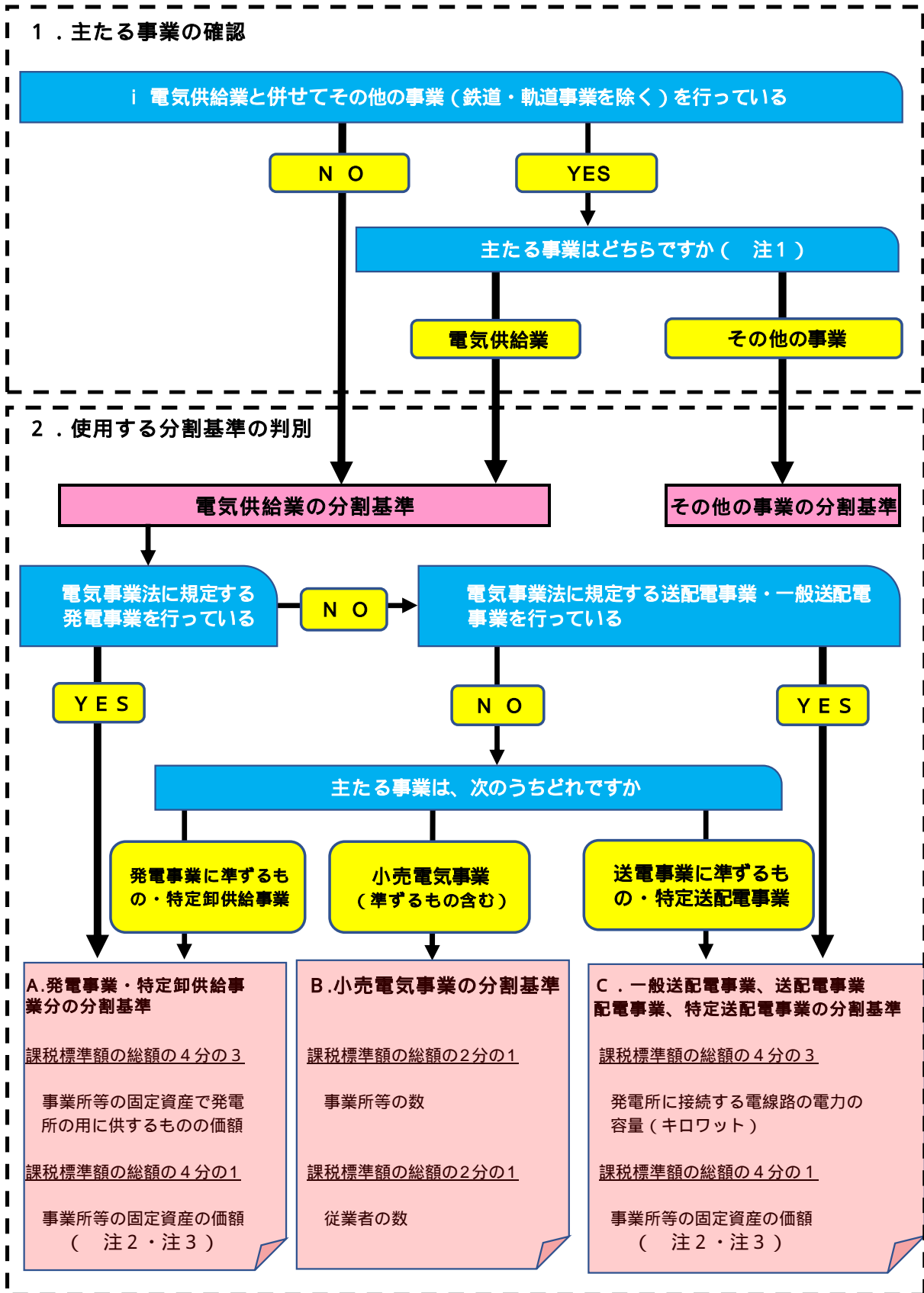
- ・需要に応じて供給する電気を発電する事業であって、設備の出力が1,000KW未満であるため発電事業の届出が不要であるもの。
- ・電気事業法に規定する小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供する電気ではなく、特定の電気供給先にて消費される電気を発電し供給するもの。

電線路の電力の容量とは

電線路とは、事業所等の所在する都道府県において、発電所の発電用電気工作物(電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいいます)と電氣的に接続している電圧が66キロボルト以上の電線路をいい、電力の容量は事業年度終了の日現在の数値を使用します。

(規則6条の2、通(県)3章9の4、通(県)3章9の5)

適用する分割基準のフローチャート



- (注1) 主たる事業の判定は原則として売上金額の最も大きいものとしします。
- (注2) のみある場合は、課税標準の総額を にて按分してください。（法72条の48）
- (注3) 及び がない場合は課税標準は按分せず全額本店所在地の都道府県へ申告してください。

4 申告書に添付する書類

法人県民税・事業税の仮決算による中間・確定申告書（第6号様式その2）に、以下の書類を添付して下さい。（区分計算書別記様式については、任意様式の提出でも可能ですが、同程度の内容の記載があること。）

電気供給業のみを行う場合（ 1 ）

- ・所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）
- ・収入金額に関する計算書（第6号様式別表6）
- ・欠損金額等及び災害損失金の控除明細書（第6号様式別表9）
- ・課税標準の分割に関する明細書（第10号様式）
- ・法人税法施行規則様式別表4（写）、別表5（2）（写）
- ・貸借対照表、損益計算書(個別注記表も含む)（ 2 ）
- ・収入金額の内訳が確認できる書類（雑収入等の勘定科目内訳明細書）
- ・消費税及び地方消費税の確定申告書（写）
(法72条の25、72条の26、72条の7)

電気供給業とその他の事業を併せて行う場合（ 1 ）

上記の電気供給業のみを行う場合の書類に加えて、

- ・長崎県が定める区分計算書 任意様式でも可
注意事項については、次頁を参照してください。

二以上の都道府県に事業所等を有する場合

- ・課税標準の分割に関する明細書（第10号様式）
- 1 長崎県内に本店がある法人の付加価値割及び資本割（外形標準課税）を申告する場合は次の書類も提出してください。
 - ・長崎県が定める区分計算書 任意様式でも可
 - ・付加価値額及び資本金等の額の計算書（第6号様式別表5の2）
 - ・付加価値額に関する計算書（第6号様式別表5の2の2）
 - ・資本金等の額に関する計算書（第6号様式別表5の2の3）
 - ・報酬給与額に関する明細書（第6号様式別表5の3）
 - ・純支払利子に関する明細書（第6号様式別表5の4）
 - ・純支払賃借料に関する明細書（第6号様式別表5の5）
 - 2 令和2年4月1日以後終了事業年度から、国税の電子申告時に、e-Taxで定める方法により財務諸表を提出した場合には、法人事業税の申告において財務諸表が提出されたものとみなされます。

(注意) 小売電気・発電事業を行う場合の申告書の様式

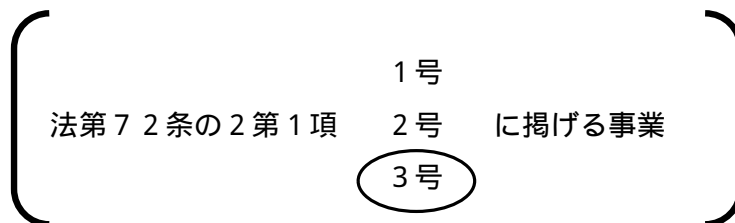
令和2年4月1日以降開始事業年度において小売電気事業等又は発電事業等を行う場合、申告は下記の新様式によって行ってください。

- ・確定(修正)申告・・・第6号様式(その2)
- ・予定申告・・・第6号の3様式(その2)

また、その他の事業(所得等課税事業)を併せて行う場合においては、その事業区分ごとにそれぞれ各様式を作成します。(下図参照)

(事業区分ごとに作成すべき様式の一例)

- ・第6号様式別表5(所得金額に関する計算書)
- ・第6号様式別表9(欠損金額等及び災害損失金の控除明細書)
- ・第10号様式(課税標準の分割に関する明細書)等



- 1号・・・その他事業(所得等課税事業)
- 2号・・・ガス供給業・保険業・送配電事業等
- 3号・・・小売電気事業等・発電事業等

5. よくあるご質問

Q 準備期間

電気供給業を行うために設立された法人ですが、発電施設の建設を行っているだけで、まだ電気供給を開始していない事業年度の課税はどうなりますか。

- A 現に電気の供給を行っていない間は、法人事業税における「電気供給業」には該当しません。所得割（資本金 1 億円超の場合は、付加価値割及び資本割も含む。）により、申告してください。

Q 電気供給業とは

平成 28 年 4 月 1 日から電力の小売全面自由化が開始となりました。当社は経済産業大臣の登録を受けて一般家庭向けに電気を販売する小売電気事業者ですが、この場合、法人事業税においては「電気供給業」に該当しますか。

- A 該当します。地方税法における「電気供給業」とは、現に電気を供給する実態のある事業をいいます。この他、例えば以下の場合においても、電気を供給する実態がある事業として「電気供給業」に該当しますので、ご注意ください。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度を利用し、太陽光発電設備により売電を開始した場合

発電設備等が一定規模未満で電気事業法上届出が不要だが、発電し電気を供給している場合

自社工場で発電した電気の一部分を子会社へ供給している場合

Q 無人の設備

主たる事業が電気供給業の法人です。無人の発電設備（太陽光パネル等）のみが設置されていて、事業所等が所在しない県があります。この県にはどのように申告すべきでしょうか

- A 法人事業税は、事業所等の所在する都道府県に対して納税義務があります。無人の発電設備は事業所等に該当しませんので、当該設備のみが所在する県には申告の義務はありません。この場合において、分割基準に用いる固定資産の価額等には当該発電設備を含めません。

Q 中間申告

電気供給業を行う法人ですが、事業税の中間申告はどのようになりますか。

- A 事業年度が 6 か月を超える法人は、法人事業税の中間申告納付をして下さい（法人税での中間申告が不要の場合でも、法人事業税の中間申告納付は必要です。）

（法 72 条の 26 ただし書）

Q 所得の計算

所得等課税事業と発電事業を行っています。今期、区分計算したところ所得等課税業の所得は黒字、発電事業の所得は赤字（欠損）でした。両者の所得を相殺して計算してよいですか。

A 事業区分を超えて所得を相殺することはできません。この場合所得課税事業の所得割の納税額が発生し、発電事業の欠損金額を発電事業分の翌期繰越欠損金として、繰り越すこととなります。欠損金の取扱いは下記Q繰越欠損金のとおりです

Q 繰越欠損金

太陽光発電事業を行う法人です。令和2年4月1日以降開始事業年度において所得割を課されるとのことですが、令和2年3月31日以前開始事業年度の発電事業において生じている欠損金を控除することはできますか。

A 課税方式変更以前に小売電気事業又は発電事業を行う法人が所得を計算していれば有していたと思われる繰越欠損金を引き継ぐことが可能です。ただし、令和2年4月1日以降に開始する最初の事業年度（最初事業年度という）の前日を含む事業年度において小売電気事業又は発電事業を行っており、最初事業年度において新方式により当該事業の所得を計算する場合に限ります。当該経過措置を受ける場合には最初事業年度の確定申告書に、過去10年以内に生じている欠損金額の算定根拠となる、過去事業年度の区分計算書等を添付して下さい。（令和2年改正法附則6条）

Q 収入金額

日本卸電力取引所を通して電気を売却しています。この売却による収入は、収入割の課税標準となる収入金額に含まれますか。

A 含まれます。なお、電気を供給するにあたり、供給する電気を日本卸電力取引所から購入している場合、収入割の課税標準の算定にあたって、その購入代金は「控除すべき金額」に該当します。（一般社団法人日本卸電力取引所取引規程第8条3）

Q 収入金額

日本卸電力取引所を通して電気を売却しています。取引所からは、売買代金から売買手数料を差し引いた差額が支払われていますが、課税標準額の算定にあたっては、手数料を差し引いた後の金額を「収入すべき金額」とすればよいですか。

A 売買代金から取引所に支払う売買手数料（一般社団法人日本卸電力取引所取引規程第24条）が差し引かれている場合には、当該手数料を差し引く前の金額を「収入すべき金額」としてください。ただし、当該売買手数料は控除すべき金額には該当しません。

Q 収入金額

当社は、再生可能エネルギーにより発電した電気の買取を行っていることから、費用負担調整機関から交付金を受け取っています。この受け取った交付金は収入割の課税標準となる収入金額に含まれますか。

A 費用負担調整機関より受け取った交付金は、収入金額に含まれます。

Q 収入金額

消費税の免税事業者ですが、電気供給業の収入割を申告する際に、売電の対価とともに収入した消費税相当額は、収入とすべき金額に含まれますか。

A 含まれます。消費税の免税事業者の売上等については、免税事業者が消費税の総額表示義務の対象外となっているため、表示価格全体が消費者の支払うべき対価の額と解されることから、その金額によって収入金額を算定します。

Q 収入金額

消費税の還付を受け、その還付金を雑収入に計上しています。この消費税の還付金は収入とすべき金額に含まれますか。

A 消費税の還付金は、費用（消費税）が過大であることから払い戻されたものであり、収入とすべき金額には含まれません。
なお、還付金に加算される還付加算金については、収入とすべき金額に計上したうえで、控除すべき金額としてください。

Q 収入金額

消費税の申告にあたり、預かった消費税のうち、国に納付することなく自社の収入となった金額（益税、差益）を雑収入に計上しました。この収入については、収入とすべき金額に含まれますか。

A 消費税に係る益税（差益）については、収入とすべき金額に含まれます。また、控除すべき金額には該当しませんので、収入とすべき金額から控除できません。

Q 控除すべき金額

風力発電設備により発電し売電している法人です。その風力発電設備は、他の電気事業者から購入した電気で稼働しているのですが、設備の稼働に係る電気の購入代金は、「控除すべき金額」に該当しますか。

A 該当しません。他の電気供給業を行う法人から供給を受けた電気を自己で消費している場合は、当該消費に係る電気料金を控除の対象とすることができません。

Q 分割基準

今期の途中から、従来事業とあわせて収入金額課税事業（電気供給業）を始めました。分割基準はこれまでは事務所等の数と従業者数を使用していましたが、今期の申告に係る分割基準はこれまでと同じでよいでしょうか。

A 主たる事業の分割基準により課税標準額を分割してください。主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち売上金額の最も大きいものを主たる事業としてください。これにより難しい場合には、従業者の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断のうえ主たる事業を判定してください。

②電気供給業とその他の事業を行っている場合

所在地 (〒) (都道府県) (市町村) (番地) (ビル名) (電話)					
(ふりがな) 法人名					
(ふりがな) 代表者氏名	(ふりがな) 経理責任者氏名				
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までの事業年度分又はの連結事業年度分	特別法				
法第七十二条に掲げる事業 第一号に掲げる事業	所得割 別表5② 年400万円以下の金額	000			
	所得割 別表5③ 年400万円を超え年800万円以下の金額	000	00		
	所得割 別表5④ 年800万円を超える金額	000	00		
	計 ②+③+④	000	00		
	軽減税率不適用法人の金額	000	00		
<p>第1号事業の所得金額を記載する。 区分計算後の所得が課税標準となります。 ※電気供給業以外の事業も行っている場合のみ申告</p>					
法第七十二条に掲げる事業 第三号に掲げる事業	収入割 別表5① 収入金額	000			
	所得割 別表5④ 所得金額	000			
<p>↑第3号事業の所得金額を記載する。 ↓第3号事業の収入金額を記載する。</p>					
法第七十二条に掲げる事業 第一号に掲げる事業	収入割 別表5① 収入金額	000			
	収入割 別表5② 収入金額	000			
<p>合計事業税額 ②又は③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮</p>					
事業税の特定 税率割増率	00	00			
差引事業税額 ⑬-⑭-⑮	00	00			
実効税率の実施による 事業税額の控除額	00	00			
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業					
所得割	00	付加価値割	00		
資本割	00	収入割	00		
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割	00	付加価値割	00		
資本割	00	収入割	00		
⑯のうち見込納付額	差引				
摘要			課税標準	税率	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額	00		00		
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	00		00		
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	00		00		
合計特別法人事業税額	⑯+⑰+⑱		00		

- ・発電事業及び小売電気業等
→収入金額等課税事業 (第3号事業)
- ・送配電事業等
→収入金額課税事業 (第2号事業)
- ・上記以外の事業
→所得等課税事業 (第1号事業)

・収入金額(等)課税事業と所得等課税事業を併せて行う場合は、原則それぞれの事業部門ごとに収益や費用を区分したうえで、課税標準及び税額を算定し、その合算額により申告します。

各事業部門共通の収入や経費があるときは、これらの共通収入や共通経費を各事業部門の売上金額等最も妥当と認められる基準によって按分した額をもって各事業の所得金額(又は欠損金額)を算定してください。(通(県)第3章4の9の5)

事業税の電気供給業にかかる税率

課税区分	課税標準	税率
第2号事業	収入割額	1.0%
第3号事業	所得割額	1.85%
	収入割額	0.75%

事業税の第1号事業にかかる税率

課税標準	税率
年400万円以下の所得	3.5%
年400万円超 年800万円以下の所得	5.3%
年800万円超の所得又は 軽減税率不適用法人	7.0%

特別法人事業税は下記に掲載



<特別法人事業税>

第1号事業では**所得割**の税額が課税標準となります。(税率**37.0%**)
第3号事業では**収入割**の税額が課税標準となります。(税率**40.0%**)

収入金額に関する計算書
(法第72条の2第1項第3号に附する事業)

業年度	業名	法人名	金額
令和3年度	電力	電力株式会社	11,000,000
収入金額の総額			3,939
控除される金額			6,000,000
受取利息			3,000,000
保険金			1,000
補助金収入			450
電柱敷地料			
消費税差益			
計			20,005,389
控除される金額			3,939
受取利息			6,000,000
保険金			3,000,000
補助金収入			1,000,000
売電収入のうち消費税相当額			
税込経理のみ(免税事業者を除く)			
差引 計 ①-②			10,003,939
法附則第9条第8項の規定による控除額			
法附則第9条第10項の規定による控除額			
法附則第9条第18項又は令和2年旧法附則第9条第19項の規定による控除額			
法附則第9条第19項又は令和2年旧法附則第9条第20項の規定による控除額			
法附則第9条第20項又は令和2年旧法附則第9条第21項の規定による控除額			
法附則第9条第21項又は令和2年旧法附則第9条第22項の規定による控除額			
法附則第9条第22項又は令和2年旧法附則第9条第23項の規定による控除額			
計 ③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨-⑩			10,001,450

①収入金額の総額

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入と経理されるべきその事業年度に対応する収入金額を記載してください。

※消費税及び地方消費税について、税込経理をしている場合には、ここでは税込金額を記載し、「②控除される金額」の欄に消費税及び地方消費税相当額を記載してください。
(ただし免税事業者を除く)

※収入金額に係る法人税別表4の加減算もこの欄に含めてください。

②控除される金額

国又は地方団体からの補助金、固定資産の売却による収入金額、保険金、有価証券売却収入、不用品売却収入、受取利息、受取配当金、需要者等から収納する工事負担金、再生可能エネルギー特措法第36条の賦課金、損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、住宅貸付料、他の電気供給業を行う法人から電気の供給を受けて供給を行う場合の、供給を受けた電気料金として支払べき金額に相当する収入金額 など。

④は他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気の供給を行う場合、託送供給に係る料金として支払うべき金額に相当する収入金額を記載してください。

⑤⑩はガス供給業に係る項目で電気供給業では記載不要です。

⑥は廃炉等実施施設認定事業者が、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉等積立金として積み立てる金銭に相当する収入金額を記載してください。

⑦は日本卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて当該電気の供給を行う場合において、当該供給を受けた電気料金として支払うべき金額に相当する収入金額を記載してください。

⑧は特定吸収分割会社又は特定吸収分割承継会社、当該会社間で取引の相手方から支払いを受ける金額に相当する収入金額を記載してください。

⑨は一般送配電事業者が発電事業者に交付する、原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額に相当する収入金額を記載してください。

第6号様式④⑥に転記してください(第3号事業の場合)

収入金課税法人 損益計算書区分計算 法人名: _____ (自 年 月 日 ~ 至 年 月 日) (単位:円)

売上高総額	発電・小売等事業(A)	所得課税事業(B)	
			A / A+B = A" B / A+B = B"

小数点以下第4位を四捨五入

【損益計算書】

科 目 <small>必要な科目等を選定し、適宜、科目の変更、行の追加・削除等をしてください。</small>	決算書金額 (総 額)	区分できるもの		区分できないもの		計	
		電力部門	所得課税部門	共通部門	電力部門	所得課税部門	電力部門
1. 売上							
売上高							
【売上按分率】		【 】 A'	【 】 B'				
2. 売上原価	0						
期首棚卸高		記載要領 1. 「決算書金額」欄には、損益計算書及び法人税別表4の加算減算の金額を科目ごとに記載すること。 2. 「区分できるもの」欄には、電力部門と所得課税部門に、明確に区分できる部分の収益及び費用をそれぞれ記載すること。 3. 「共通部門」欄には、電力部門と所得課税部門に、明確に区分できない部分の収益及び費用を記載すること。 4. 区分できないもの欄の「電力部門」と「所得課税部門」の欄には、共通部分の収益及び費用を【売上按分率】で算出した額をそれぞれ記載すること。【売上按分率】の算定に際しては実数の小数点以下第四位を四捨五入して第三位まで求めること。(例0.3203→0.320) 5. 各勘定科目の分類については、電気事業会計規則の定めるところによること。なお、各勘定科目の分類で、上記規則に定める外、会計整理に必要な範囲において勘定科目を設けることができる。 6. 「1. 売上」欄には、電力の売上に付随して生じた営業上の雑収益(運収加算料金、せん用料金、電球引換料、配線貸付料、諸機器貸付料、受託運転収入、諸工料、水力又は灌漑用水販売代及び設備貸付料等)も計上すること。 7. 「3. 販売費及び一般管理費」欄においては、本社の全体的経費(管理部門経費、役員報酬、利息等)は通常共通経費として取り扱うこと。また、償却資産は、その用途が明確であることが多いため、区分可能なものは、必ず減価償却の「区分できるもの」欄に記載すること。 8. 「4. 営業雑費用」欄には、電力の売上に付随して生じた営業上の雑費用を記載すること。 9. 「5. 営業外収益」欄には、金融上の収益及び有価証券売却益、不用品売却収入、棚卸差益その他通常の取引によって発生した収益等を記載すること。 10. 最後に必ず電力部門と所得課税部門の合計が法人税別表4の所得金額と一致することを確認すること。					
当期製品製造原価							
当期製品自家使用高							
期末棚卸高							
【売上総利益】	0						
3. 販売費及び一般管理費							
役員報酬							
給料							
賞与							
法定福利費							
厚生費							
減価償却費							
修繕費							
消耗品費							
水道光熱費							
旅費交通費							
手数料							
租税公課							
交際接待費							
4. 営業雑費用							
受注工事費用							
器具販売費用							
【営業利益(損失)】							
5. 営業外収益							
受取利息							
雑収入							
(損害保険金)							
(租税還付金)							
(自動販売機手数料)							
(電柱敷地料)							
(消費税差益)							
6. 営業外費用							
支払利息							
【経常利益】							
6. 特別利益							
固定資産売却益							
7. 特別損失							
固定資産売却損							
【税引前当期利益(損失)】							
【法人税等】							
【当期利益(損失)】							
8. 税務加算							
9. 税務減算							
所得金額							

第3号法人所得割の課税標準額

第1号法人所得割の課税標準額